

# 「平成28年度主要農作物品種審査会(水稻・大豆)」会議録

1 日 時：平成29年2月10日(金)

2 場 所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

3 出席者

(1) 審査会委員：齋藤満保、菅原悟、井城克廣、本間香貴、加藤房子、秋山耕、川口尚、松元裕子、小島俊夫

(2) 審査会幹事：廣上佳作、堀内保昭、金岡裕司、星信幸、佐野幸一

4 会議録

(13時30分開始)

○事務局(松原班長)

ただ今より、主要農作物品種審査会を開催いたします。

開会のあいさつを齋藤会長よりお願いいたします。

○齋藤会長

本日はご多忙中にも関わらず御出席いただき、有難うございます。

さて、この主要農作物品種審査会は、奨励品種の指定や決定調査に供する候補系統の選定、試験方法等について、知事の諮問を受けて審議・検討を行う審査会であり、例年、2月と9月の年2回開催しております。2月の審査会においては水稻と大豆について協議を行うこととしており、本日は、大豆「あきみやび」の奨励品種指定の廃止、ならびに次年度の水稻・大豆の奨励品種決定調査に供する系統についてご協議いただきます。

さて、国の新たな農業政策においては、主食用米の消費減退を受け、需要に応じた生産体制の構築や、水田フル活用が推進されております。このような状況下において、宮城県では「多様なニーズに対応した売れる米作り」や「転作作物の柱である大豆の一層の生産振興」を推進することとしており、宮城米の販売力強化に繋がる新たな水稻品種や、より高品質な大豆の安定生産に貢献する新たな大豆品種の選定は、今後ますます重要なものとなってまいります。

本日は、御出席の皆様それぞれの立場から忌憚のない御意見や御提案をいただきたいと思っております。

○事務局(松原班長)

ありがとうございました。それでは、審議に移る前に、本日御出席いただいております委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

(委員9名を紹介)

なお、今回の審査会より、東北大学名誉教授 國分牧衛様にかわりまして、東北大学大学院農学研究科教授 本間香貴様に、委員をお願いしております。本間委員におかれましては、作物の生産性評価および向上という観点からフィールドワークやリモートセンシングなどの分野でご研究をされており、前任の國分委員および東北大学から後任としてご推薦をいただきまして、本審査会の委員に御就任いただいたところです。本間委員一言ご挨拶御願いたします。

(本間委員 挨拶)

また、農業士会 松元裕子委員におかれましては、当審査会へのご出席は今回が初めてということでございます。松元委員一言ご挨拶御願いたします。

(松元委員 挨拶)

○事務局(松原班長)

本日は委員9名のご出席をいただいておりますので、主要農作物品種審査会条例第5条第2項により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。また、本審査会につきましては、情報公開条例に基づき

まして、公開にて開催させていただきますので、委員の皆様には御了承願います。

それでは、これより審議に入りますが、以後の進行につきましては、主要農作物品種審査会条例の第5条に基づきまして、齋藤会長を議長に進めて参りたいと思います。それでは、齋藤会長よろしくお願いたします。

○齋藤会長

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。はじめに、資料の1ページに知事からの諮問文がございますのでご覧願います。諮問事項は

- (1) 大豆奨励品種「あきみやび」を廃止することについて
  - (2) 平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）について
  - (3) 平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）について
- でございます。

○齋藤会長

それでは、(1) 大豆奨励品種「あきみやび」を廃止することについて、事務局より御説明願います。

○事務局(津和本技師)

- (1) 大豆奨励品種「あきみやび」を廃止することについて資料1に基づき説明

○齋藤会長

ありがとうございました。「あきみやび」については、平成24年度に奨励品種に指定した品種で、本来は白目品種ですが、条件によっては黒目症状が発生するため、奨励品種の廃止基準2(2)「普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合」に基づいて廃止するという事です。それでは、皆様からの御質問をお願いいたします。

○齋藤会長

まず私からの質問で恐縮なのですが、「あきみやび」については、奨励品種決定調査を複数年実施した上で奨励品種に指定した品種です。そもそも、当時の調査では黒目の発生については確認できなかったのでしょうか。

○事務局(星部長)

奨励品種の調査の際には、黒目症状が発生しやすい条件ではなかったため、複数年度の調査期間においても黒目の発生は確認できませんでした。奨励品種に指定した後に、黒目症状の発生が確認されたため、資料1に掲載したように再現試験などを実施したものです。

○齋藤会長

今後、同じような事態が発生しないための対策としては何か検討されていますか。

○事務局(星部長)

育成元の研究機関に、黒目症状が発生しやすい環境、具体的には北海道など寒冷地での栽培条件においての特性も確認してもらうように依頼をしていくことを検討しております。

○齋藤会長

他に質問はございませんでしょうか。

それでは、(1) 大豆奨励品種「あきみやび」を廃止することについては、原案どおりで適当であるとしてよろしいでしょうか。

(賛同の声)

それでは、(1) 大豆奨励品種「あきみやび」を廃止することについては、適当であることといたします。それでは続いて

- (2) 平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）について事務局から説明願います。

○事務局(星部長)

(2) 平成29年度奨励品種決定調査に供する品種(水稻)について資料2に基づき説明。

○齋藤会長

ご説明ありがとうございました。今の説明で、資料2-1の(1)要望される品種で、「ハ その他」の項に、新しく(ロ)(ハ)(二)という項目を追加されるということでしたが、(ハ)の中食・外食向け品種では「食味」も要求しているのに対して、(二)の輸出を前提とした品種では、「食味」についての記述がありません。これは、(二)では食味よりも収量性を優先しており、つまりは(ハ)よりも(二)において多収が求められる、ということでしょうか？

○事務局(星部長)

(ハ)については国内向けの品種での「多収」、(二)については国外向けの品種における「多収」ということの意味合いでございますが、(二)では「輸出を前提とした低コスト栽培」という文言が入っております。低コストを実現するうえで、直播栽培への適応性や、病害虫への抵抗性といった点での改良も求めているものと考えております。ただし、これらの特性に対する具体的な基準や優先度については、今後の状況をみながら検討してまいります。

○齋藤会長

ご説明ありがとうございました。その他質問ございますでしょうか。

○菅原委員

全農みやぎの菅原と申します。事務局のほうからは実需用に多収の品種を要望される品種に加えたい、という説明があったところですが、従来は「まなむすめ」がその役割を果たすものとして期待されていたものと思います。しかしながら、現状としては主食用よりも飼料用米の品種として、「まなむすめ」が用いられているところがあるかと思います。実際に我々が販売先としている実需から要請されているのは、中食・外食用の多収穫が可能な米で、値段の安い谷に言うB銘柄と呼ばれるものです。

先日県では「だて正夢」という高品質のトップブランドを目指す品種を発表されたところですが、やはり販売を考えるうえでは、高品質をめざすものだけではなく、低価格帯に対応できるものが必要と思います。そこに対応できる品種がないと、海外産のSBS米のような低価格の商品に実需側が流れてしまう恐れがあります。

それから、ハ(二)の輸出用米でございますが、全農でもすでに米の輸出の実績がありますが、その中で海外の実需から要望があるのは、海外で生産されている日本米品種、具体的にはベトナムですとかで生産されている「あきたこまち」や「コシヒカリ」といった海外産の日本米品種と競合できるくらい安いものです。全農では、1俵あたり7,000~8,000円という価格でないと太刀打ちできないと考えておまして、そうすると、反収13~14俵というレベルでの多収性が必要と考えております。

○秋山委員

供試品種の基本調査では、ハ(ハ)の品種の比較品種として「まなむすめ」が設定されていますが、「萌えみのり」ではどうでしょうか？ 私自身は栽培して食べてみたことはないのですが、多収で直播向けというイメージが強い「萌えみのり」も、食味はなかなかよいという話を聞きます。コスト面でも直播適性が高いですし、先ほど菅原委員のお話にあったとおり、「まなむすめ」が飼料用に流れている現状を考えると、比較対象品種としては「萌えみのり」のほうがよいのではないのでしょうか。

○事務局(星部長)

「萌えみのり」については、県内の一部地域では栽培されており、ご指摘のような利点はあるものの、いもち病抵抗性が十分でないなどの要因から、調査での比較品種としては推奨できないところがあります。ただし、「萌えみのり」の後継となりうる品種候補については、供試品種として調査に組み入れていきますので、そうした品種を業務用に使えるかどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

○齋藤会長

酒造好適米については2品種ある候補について、実際にお酒への加工適性を確認したうえで、1品種にしぼって現地調査にまわしたいという説明でしたが、皆様からはご意見ございませんでしょうか。

#### ○事務局(星部長)

補足になるのですが、現在、県内の酒造好適米としては「蔵の華」がございしますが、この品種はお米の心白がないという特徴がございします。そのため、県内の酒造業者や酒米の生産者の方からは、心白があるもので、収量性が高い品種を、という要望を受けております。そういった要望を受けて、今回の候補2品種については、宮城県産の純米酒の原料となりうる品種を想定して供試しているところです。

#### ○秋山委員

宮城県において、県産の酒米を使用して作られているお酒というのは、どのくらいの割合なのでしょう？酒米の代表格というと「山田錦」なのですが、この品種は関西ではひっぱりだこという話ですが、一方で県内のお酒については、酒米よりも「ひとめぼれ」を原料にして作っているというも聞きます。

#### ○事務局(橋本副参事)

酒米には「麴(こうじ)」にして使うものと、「掛米(かけまい)」(蒸した後、放冷され、直接もろみに仕込まれるお米。掛米には麴を振りかけず、直接もろみの中に投入される)として使われるものがございます。先にお話のあった「ひとめぼれ」を酒米に利用しているというのは、掛米としての利用を指しているものと思われまます。県内で掛米としてよく使われるのは「蔵の華」「トヨニシキ」ですが、「蔵の華」は県内の作付面積で約150ヘクタール、県全体の作付面積に対して約0.2%程度となります。「トヨニシキ」の栽培面積も同程度、約130ヘクタールというのが実情です。一方で、全農みやぎ様に取り扱っていただいている中では、加工用米という分野での取引が約560ヘクタール程度あるということで、その大部分が酒米と聞いておりますので、県内の酒米の需要量としてはその位の規模があるのではないかと考えられます。

#### ○秋山委員

酒米用として生産するのはよいのですが、最終的にはその酒米を使って酒を造ってもらえるような状況でなければいけないわけで、これらの奨励品種候補の酒米を使った日本酒を造ってもらえるように酒造業者さんをお願いしていただければと思います。

#### ○事務局(星部長)

この酒米品種候補につきましては、育成段階から実需や酒造業者さんとの連携をとって開発しておりまして、実際に酒造業者さんからは、調査のために1つの蔵で仕込めるくらいのロットで(新品種の酒米を)ほしいという要望もいただいております。奨励品種としての調査と並行して、加工適性や酒としての品質なども調査しておりますので、最終的に奨励品種となった場合には、実需者のニーズにそって実際に使っていただけるような方向性で進めているところです。

#### ○川口委員

私ども農政局といたしましても、米の消費量拡大という観点から、酒米の消費量を調査したことがある(東北地域における酒米の生産拡大等に関する検討会レポート)のですが、例えば管内東北6県でいうと、秋田県では県産酒米の原料への利用率がかなり高いのですが、宮城県はけっして高い方ではなかったかと思えます。ぜひ、このような酒造好適米の育成という部分と、実需者側への働きかけという面から、酒米の推進を図っていただければ私どもとしてもありがたく思います。あわせて、この場をかりてのPRとなってしまうのですが、平成29年2月21日に仙台合同庁舎A棟において「東北酒米生産振興セミナー」を開催いたしますので、ご興味のある方はぜひご参加いただければと思います。

#### ○井城委員

カドミウム低吸収性イネ品種「東北228号」についてなのですが、資料2-2では、「29年度は出穂期、成熟期の確認～」とございしますが、平成28年調査の際は、湛水状態などの特別な水管理をすることなく、いわゆる通常の栽培管理で調査されたのでしょうか？また、本品種については、通常の水管理でもカドミウムを吸収せず、(玄米中の)カドミウムの基準を下回るということがはっきりしているのでしょうか？

○事務局(星部長)

(新)

「東北228号」の平成28年度古川農業試験場における調査については、湛水管理ではなく、通常の水管理を行っております。現地ほ場試験のレベルでは、「東北228号」の交配親である「コシヒカリ環1号」について、水管理とカドミウムの吸収に関するデータが全国的に蓄積されており、古川農業試験場土壌肥料部による「コシヒカリ環1号」の現地調査においても、通常の水管理（間断灌漑）でカドミウムを吸収しないことを確認済みです。

また、平成29年度以降は、「東北228号」の現地調査時（古川農業試験場土壌肥料部による）に、水管理とカドミウム吸収性の関係を確認いたします。あわせて、他の生育特性についても、「ひとめぼれ」との同質性を中心に調査したいと考えておりまして、2年間で7カ所の現地調査で確認する予定です。

○齋藤会長

調査時には、通常の水管理で確認をするということですね。また、準同質遺伝子系統ということが確認できておりますので、いち早く奨励品種にするために、予備調査を省略し、調査期間を短縮したいということです。

○齋藤会長

他に質問はございませんでしょうか。

それでは、(2)平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）については、原案どおりで適当であるとしてよろしいでしょうか。

(賛同の声)

それでは、(2)平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）については、適当であることといたします。

それでは続いて

(3)平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）について事務局から説明願います。

○事務局(星部長)

(3)平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）について資料3に基づき説明。

○事務局(星部長)

なお、資料3の供試系統の表にある、中生晩の品種として本調査に供されている「里のほほえみ」ですが、こちらの品種については、注釈4のとおり、既に奨励品種決定調査において予備調査を1年、本調査を4年行い、平成21年に完了しておりますが、実需者からの要望が強く、タチナガハの代替品種採用が緊急の課題となっていることから、追試験を実施するとともに、奨励品種採用を再検討するものです。

○齋藤会長

資料3-1の供試系統の表ですが、注釈4にあるとおり「里のほほえみ」については、過去の奨励品種決定調査において調査が完了しているものの、「タチナガハ」の代替品種候補として、本調査において追試験を実施し、採用を再検討することです。過去のデータを有効に活用するという点ではとてもよい試みだと思うのですが、一方で、「タチナガハ」を対象の標準品種とした「中生晩」の品種については、現地調査を実施するのが有望度の高いと思われる「東山231号」のみとなっています。ついては、「里のほほえみ」についても現地調査を実施してはいかがでしょうか。と申しますのも、試験場のデータというのは現地よりも優れていることが多いので、現地での状況のみで採用を検討したほうがよいと思われるのです。

○事務局(星部長)

「里のほほえみ」につきましては、以前本調査を4年間、加えて現地調査も1年間実施している経緯がございます。今回は本調査のみで検討したいと考えているところです。また、28年度も実は古川農業試験場内で「里のほほえみ」の調査を実施してみたのですが、播種時期が遅くなってしまった影響で、やや青立ちが確認されました。青立ちについては、過去の調査時においても遅く播種するとみられた症状ですが、そういった症状についても、場内試験で確認できるだろうという判断から、今のところは現地調査を予定して

おりません。

○本間委員

ちなみに注釈4にある「実需者からの要望が強く」というのは、具体的にはこういったところから要望があるのでしょうか？

○井城委員

よろしいでしょうか。実は私ども農業振興公社のほうでも大豆の種子を供給させていただいているのですが、「里のほほえみ」については、JA名取岩沼の、篤農家といわれるレベルの大豆農家の方々からも注目度が高く、実際に「里のほほえみ」を作ってみたい、という意見が会議などで寄せられました。そういう意味では、農家からも関心が高い品種といえると思います。

○菅原委員

「タチナガハ」については、つくりやすく、収量も高い、ということで農家の方からしてみるとよい品種ではあるものの、実需者の方からみると、皮切れを起こすなど、使いにくい部分があるのが実情です。そのため関東地方ではいち早く「タチナガハ」から「里のほほえみ」に切替が進んでおります。宮城県におきましても、実需者の方から「タチナガハ」についてはなかなか売れない、ということで取扱が後回しになってしまい、さらに価格面でも値下がり傾向にあるということでございます。したがって、マーケットインの観点から考えれば、「タチナガハ」から、「里のほほえみ」あるいは「東山231号」に代えていったほう望ましいのではないかと思います。

○事務局(星部長)

菅原委員からのお話にあったとおり、「里のほほえみ」を奨励品種に採用した県も増えておりますが、当県での採用に当たっては、基本的には長い目で品種の取扱を考える必要があるかと思います。宮城県の場合「ミヤギシロメ」「タンレイ」という非常に歴史の長い品種を扱っていることで、実需側から信頼いただいている部分もございますので、その品種構成の中でどう「タチナガハ」から別な品種に代えていくかを、需要と供給の関係を見ながら今後検討していきたいと考えております。もちろん、あくまでピンチヒッター（つなぎの品種）ということで採用することも考えられますが…。

○小島委員

（里のほほえみの）現地調査の実施も含めて検討するということですね。

○事務局(星部長)

はい。

○齋藤会長

他に質問ございませんでしょうか。

○本間委員

晩播栽培に適する品種については、供試される候補がないのですが、これはどういうことでしょうか。

○事務局(星部長)

晩播栽培に適する品種は、現在のところ「タンレイ」のみとなっております。先に廃止についてご審議いただいた「あきみやび」については、本来、晩播栽培や狭畦栽培への適応性が高いという利点があることから採用したのですが、事務局より説明あったとおり、利用上の欠点を確認されたことから、残念ながら廃止としたところ です。今後も、麦作後に晩播できるような品種について供試していきたいと考えておりますが、今回についてはまだ育成地からの配布系統が通知されておりませんので、育成地から有望な品種が出てきた場合は、予備調査に追加させていただければと考えております。

○齋藤会長

他に質問はございませんでしょうか。

それでは、(3)平成29年度奨励品種決定調査に供する品種(大豆)については、原案を一部修正し、「里のほほみ」の現地調査を追加するという条件で、適当であるとしてよろしいでしょうか。

(賛同の声)

それでは、(3)平成29年度奨励品種決定調査に供する品種(大豆)については、条件つきで適当であることといたします。

○齋藤会長

ありがとうございます。以上で諮問事項に対する審議を終了させていただきます。

続きまして、答申案をまとめたと思います。いかがいたしましょうか。

○各委員

議長一任

○齋藤会長

それでは、議長一任との声をいただきましたので、原案が適当である旨を答申させていただきます。なお、具体的な答申内容につきましては、私と事務局に一任いただけますでしょうか。

○各委員

異議なし

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、続きまして、次第の「5 主要農作物種子法」について、事務局より説明願います。

○事務局(橋本副参事)

事務局の橋本です。お手元の「主要農作物種子法」の資料をご覧ください。この件に関しましては、農林水産省から提供された資料にあるとおり、前回の主要農作物品種審査会が開催された9月以降、県に対して事前の意見聴取がない状況で平成28年11月29日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中に「農業競争力強化プログラム」の一環として、主要農作物種子法の廃止が政府決定されたということで、県としても情報が限られている中で対応を検討しているところでございます。なお、資料2ページ目については、県のほうで主要農作物種子法と主要農作物品種審査会の関係についてまとめたものでございます。まずは、農林水産省の資料に基づいてご説明させていただきます。

(主要農作物種子法の廃止について説明)

○齋藤会長

この件について、質問を受け付けてもよろしいでしょうか？

○事務局(橋本副参事)

お答えできる範囲で回答させていただきます。

○加藤委員

資料1ページ目「稲の開発者別品種数」の円グラフには「普及品種の割合」と「奨励品種の割合」とございますが、「普及品種」というのはどのような品種を指すのでしょうか？こちらが民間企業による品種ということでしょうか？

○事務局(橋本副参事)

ご質問の「普及品種の割合」につきましては、農産物検査における産地品種銘柄における品種の開発者別の割合を示したのですが、グラフの赤い部分が示すとおり民間企業などが育種した品種が含まれております。民間の育種した品種とは、例えば三井化学アグロが育成した「みつひかり」や、個人育種家の育種した

品種などが含まれます。対して、「奨励品種の割合」のグラフは、都道府県の指定する奨励品種における開発者別の割合を示しているものです。こちらについては、民間企業などの育種した品種は奨励品種に指定されていないことが示されているものと思われます。

#### ○井城委員

質問というか要望なのですが、私ども公社としては、耕種農家の皆様に、主要農作物種子法廃止によって受ける影響、メリットやデメリットについてご説明する立場でございます。国に対しても、申し入れをしているところではございますが、関係者の皆様には、この件に関する情報がございましたら、ぜひ情報提供いただければと考えております。

#### ○川口委員

国（東北農政局）としての情報提供ということでございますが、この主要農作物種子法廃止の背景について補足させていただきますと、まず、資料にあるとおり、この主要農作物種子法の制定時は、戦後の食糧増産という国家的要請の中で、安定的に主要な農作物を生産することが求められておりましたが、現在においてはすでに安定的な生産が実現されているものと思われます。また、制度発足時と比べて種子の品質が安定してきたことから、全国一律に優良品種の決定や原種生産などを法的に義務づける必要性も乏しくなっております。もちろん、今回の主要農作物種子法廃止は、都道府県による品種開発を否定するものではなく、むしろ、県と民間が対等な立場で競争できるようにする、さらには民間事業者と県で連携して優良な品種を開発していただくというものだと考えております。

#### ○菅原委員

全農としての県への要望なのですが、主要農作物種子法が廃止になったとしても、県には品種開発や原種生産の業務に対して予算を削ることなく、従来通りの予算をつけていただきたいという点です。これらの予算が減少することで種子の品質が下がったり、値段が上がるような事態になれば、生産者にとって不利益になるばかりでなく、法廃止の主旨である生産資材の低下という目的にも反するものと考えております。

#### ○川口委員

予算についての要望でしたが、国としても種苗関係の業務については、県に対する地方交付税の算定に当該の業務を入れてもらえるように総務省と調整中です。また、種子の品質の確保という点につきましては、種苗法の範囲で担保できるように検討中です。これらの内容が閣議決定されましたら、全ての県というわけにはいかないかもしれませんが、可能な範囲で県にも意見をヒヤリングしたいと考えております。

#### ○事務局(橋本副参事)

審査会参考資料の11ページでございますとおり、主要農作物品種審査会条例第2条2項では、「主要農作物種子法第8条の規程により県が行う試験に供される品種に関する事項」を調査審議する、とございます。したがって、主要農作物種子法が廃止された場合、当審査会での審議事項をどのように規程するべきかについては、次回の主要農作物品種審査会で対応や提案含めて審議させていただければと思います。

#### ○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、その他について事務局から何かございますでしょうか。

#### ○事務局(松原班長)

事務局からはございません。

#### ○齋藤会長

それでは、以上をもちまして審査会の議事を終了させていただき、以後の進行を事務局にお返しします。

#### ○事務局(松原班長)

それでは、事務局から次回の審査会についてご案内いたします。当審査会につきましては、次回は9月の開催を予定しております。内容としましては、平成30年度の奨励品種決定調査に供する麦の系統について

御審議を賜りますが、具体の日程につきましては後日、改めて御案内させていただきます。

以上をもちまして、本日の品種審査会を終了させていただきます。今日は、長時間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

(15時30分終了)